

介護老人保健施設シルバーケアホームのぞみ施設サービス運営規定

運営規程設置の主旨

第1条 医療法人桂慈会が開設する介護老人保健施設シルバーケアホームのぞみ(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

施設の目的

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、ご利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

運営の方針

第3条

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション・看護・介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原

則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

施設の名称及び所在地等

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

1. 施設名称 介護老人保健施設 シルバーケアホームのぞみ
2. 開設年月日 平成7年12月1日
3. 所在地 栃木県芳賀郡益子町大字塙316番地
4. 電話番号 0285-72-7050 F A X 番号 0285-72-3234
5. 管理者名 西澤高士
6. 介護保険指定番号 介護老人保健施設(09720号)

従業者の職種、員数

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

1. 管理者 1人
2. 医師 1人以上
3. 薬剤師 1人
4. 看護職員 6人以上
5. 介護職員 14人以上
6. 支援相談員 1人以上
7. 介護支援専門員 1人以上
8. 作業療法士 3人
9. 管理栄養士 1人
10. 事務員 1人以上

従業者の職務内容

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
2. 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
3. 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

4. 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
5. 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づき、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供を行う。
6. 介護支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
7. 作業療法士は医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
8. 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
9. 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
10. 事務員は施設、設備の維持管理、人事・経理等の事務全般を行う。

入所定員

第7条 当施設の入所定員は、60人とする。

介護老人保健施設のサービス内容

第8条

1. 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理をする。
2. 以下の加算項目を実施する。
 - ・初期加算
 - ・外泊加算
 - ・ターミナルケア加算
 - ・療養食加算
 - ・サービス提供体制加算
 - ・介護職員処遇改善加算

利用者負担の額

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

1. 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
2. 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等の利用料を別に定める利用料金表により、支払いを受ける。
3. 「食費」及び「居住費」において国が定める「負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)」の利用者の自己負担額については重要事項説明書をご覧ください。

身体の拘束等

第10条

1. 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者などの生命又は身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。
2. 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

虐待の防止のための措置に関する事項

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

褥瘡対策等

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアル(別紙)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

施設の利用に当たっての留意事項

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

1. 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
2. 面会：午前 9 時から午後 20 時までとする。感染予防期間は、別途対応とする。
3. 消灯時間：夜 21 時とする。
4. 外出、外泊：窓口へ申請書を提出のうえ、必ず許可を得ること。
5. 飲酒、喫煙：原則禁止とする。
6. 金銭、貴重品の管理：原則として、金銭、貴重品は預からない。また、紛失、盗難等の責は負わない。
7. 外泊時等の施設外での医療機関での受診：必ず事務所へ連絡すること。

禁止事項

第 14 条 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者により下記の事項について禁止する。

1. 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止
2. 自己の利益のために他の人に迷惑や被害をおよぼすことを禁止
3. テレビやラジオの音量をむやみに大きくすることを禁止
4. 指定した場所以外での火器の使用を禁止
5. 施設の備品等の持ち出しを禁止
6. 他の人に金銭・物品の賃借をすることを禁止
7. 施設内のルールや風紀を乱すことを禁止
8. 職員の指示や指導に反する行為を禁止
9. 施設内の備品や物品の位置を無断で変えることを禁止

10. けんかや口論をすることを禁止
11. 他利用者及び当施設関係者への迷惑行為を禁止
12. ペットの持込を禁止

非常災害対策

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。
2. 火元責任者には、事業所職員を充てる。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
5. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
6. 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
7. 防火教育及び基本訓練(初期消火・通報・避難誘導)...年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
1. 利用者を含めた総合避難訓練:年 1 回以上
2. 非常災害用設備の使用法の徹底:随時
3. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

事故発生の防止及び発生時の対応

第 16 条

1. 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

業務継続計画の策定等

第 17 条

1. 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

職員の服務規律

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1. 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
2. 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3. お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

職員の質の確保

第 19 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

職員の勤務条件

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人桂慈会の就業規則による。

職員の健康管理

第 21 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

衛生管理

第 22 条

1. 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
3. 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
4. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

守秘義務及び個人情報の保護

第 23 条 施設職員に対して、個人情報保護法及びその他の個人情報に関する規定を遵守させ、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

その他運営に関する重要事項

第 24 条

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない
2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
3. 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人桂慈会の理事会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する